

# 青森県報

第四千二百一十一号

平成二十八年  
三月十一日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居室介護事業所の所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居室介護事業所の所在地変更の届出	(同)	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	(同)	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	五
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	五

身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課)	五
道路の区域の変更	(道路課)	六
道路の供用の開始	(同)	六

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	六
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	七
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	七
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	八
政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出	(同)	八

### 公安委員会

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則	(保安課)	八
--	-------	---

## 告 示

青森県告示第百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社相坂	十和田市稲生 町一五の一二	株式会社相坂	十和田市稲生 町一五の一二	平成 二六・三・一
貸与 福祉用具				

青森県告示第百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
合同会社 マイルス	八戸市 台七丁目 の六丁目 ナイス ルーム	八戸市 湊町 久保道 二丁目 一	八戸市 協同組合 活協同組合	仁会 医療法人 幸	和田市 三本木 字三本 里ノ沢 二四九	名称	居宅介護事業者
"	"	訪問介護	訪問看護	種類	居宅介護	主たる所在地	事業者
ヘルパ ースタ イル ン	八戸市 台七丁目 の六丁目 ナイス ルーム	八戸市 湊町 久保道 二丁目 一	八戸市 協同組合 生協同組合 シヨンス ヘル	訪問看護 センター みちの く	和田市 三本木 字三本 里ノ沢 二四九	名称	居宅介護事業者
"	"	"	"	"	"	所在地	所
三 七 六 一 五	"	"	"	平成 二六 ・三 一	"	年月日	変更

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
八戸市 協同組合 活協同組合	八戸市 湊町 久保道 二丁目 一	仁会 医療法人 幸	和田市 三本木 字三本 里ノ沢 二四九	名称	介護予防事業者
訪問介護 防	訪問介護 防	訪問看護 センター みちの く	和田市 三本木 字三本 里ノ沢 二四九	種類	介護予防
ヘルパ ースタ イル ン	八戸市 台七丁目 の六丁目 ナイス ルーム	八戸市 湊町 久保道 二丁目 一	八戸市 協同組合 生協同組合 シヨンス ヘル	名称	介護予防事業者
"	"	"	"	所在地	所
"	"	"	"	年月日	変更

平成二十八年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前
清 有 限 会 社 修	北津軽郡 泊町大字 里宝森中 九一の三
"	"
森 訪 問 介 護 室	北津軽郡 泊町大字 里宝森中 九一の二
川 泊 町 大 字 一 の 一 色 吉 七	北津軽郡 泊町大字 里宝森中 九一の二
"	三 六 ・一 一

変更後	変更前	変更後	変更前
清 有 限 会 社 修	合 同 会 社 ス マ イ ル	八 戸 市 湊 高 台 七 丁 目 一 の 六 エ ミ ス ナ ー ス 室	八 戸 市 大 字 湊 町 字 下 大 久 保 道 七 の 一 二
九 一 の 三 里 字 宝 森 二 泊 町 大 字 中 北 津 軽 郡 中	"	"	"
森 訪 問 介 護 室	ス マ イ ル ヘ ル パ イ オ ン ス	八 戸 市 湊 高 台 七 丁 目 一 の 六 エ ミ ス ナ ー ス 室	八 戸 市 大 字 湊 町 字 下 大 久 保 道 七 の 一 二
一 川 の 一 色 吉 七 泊 町 大 字 宮 北 津 軽 郡 中	九 一 の 一 里 字 宝 森 二 泊 町 大 字 中 北 津 軽 郡 中	八 戸 市 湊 高 台 七 丁 目 一 の 六 エ ミ ス ナ ー ス 室	八 戸 市 大 字 湊 町 字 下 大 久 保 道 七 の 一 二
六 一 一	三 六 一 五		

青森県告示第百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	廃止年月日
医療法人白生会胃腸病院	五所川原市字中平井町一四二の一	介護療養型医療施設	平成 六・三 元

青森県告示第百七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所在地	指定年月日
株式会社相坂	十和田市福生町一五の二	介護予防福祉用具貸与	株式会社相坂	十和田市福生町一五の二	平成 六・三 一

青森県告示第百七十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	名 称	所在地	変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		

青森県告示第百七十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
清 有限会社修		合 同会社ス マイル		八 戸医療生 活協同組 合		医 療法人幸 仁会	
北 津軽郡中 泊町大字 里宝森二 九一の三		八 戸市湊高 台七丁目 の六七エ ミ ナイスF 号		八 戸市大 湊町下大 久保道七 二の七		十 和田市大 字三本木 里ノ沢一 二四九の	
〃		〃		訪 問介 護		訪 問看 護	
森 訪問介護 宝		ヘル パ イ シ ョ ン ス マイル		八 戸医療生 活協同組 合 ヘル パ イ シ ョ ン ス テ ィ ル		訪 問看 護 シ ョ ン ス みちのく テ ィ シ ョ ン ス	
北 津軽郡中 泊町大字 里宝森二 九一の一		八 戸市湊高 台七丁目 の六七エ ミ ナイスF 号		八 戸市大 湊町下大 久保道七 二の七		十 和田市東 字三本木 里ノ沢一 二四九の	
三 六 ・ 一 一		三 七 ・ 六 一 五		〃		平 成 三 六 ・ 三 一	

青森県告示第百八十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
清 有限会社修		合 同会社ス マイル		八 戸医療生 活協同組 合		名 称
北 津軽郡中 泊町大字 里宝森二 九一の三		八 戸市湊高 台七丁目 の六七エ ミ ナイスF 号		八 戸市大 湊町下大 久保道七 二の七		主 たる 所 在 地 務
〃		〃		訪 問介 護		介 護 予 防 事 業 者 の 種 別
森 訪問介護 宝		ヘル パ イ シ ョ ン ス マイル		八 戸医療生 活協同組 合 ヘル パ イ シ ョ ン ス テ ィ ル		名 称
北 津軽郡中 泊町大字 里宝森二 九一の一		八 戸市湊高 台七丁目 の六七エ ミ ナイスF 号		八 戸市大 湊町下大 久保道七 二の七		所 在 地
三 六 ・ 一 一		三 七 ・ 六 一 五		平 成 三 六 ・ 三 一		変 更 日 月

更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	廃 止 日
医療法人白生会胃腸病院	五所川原市字中平井町一四二の一	介護療養型医療施設	平成 六・三 一

青森県告示第百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 氏 名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービス事業を行う		指 定 日
		居宅サービスの種類	事業所	
一般社団法人なつ星の会	三戸郡南部町大字小向字小田沢六の一	なつ星デイサービスセンター	三戸郡南部町大字小向字小田沢六の一	平成 六・三 一

青森県告示第百八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 氏 名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービス事業を行う事業所		指 定 日
		介護予防サービスの種類	事業所	
一般社団法人なつ星の会	三戸郡南部町大字小向字小田沢六の一	なつ星デイサービスセンター	三戸郡南部町大字小向字小田沢六の一	平成 六・三 一

青森県告示第百八十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 所	病 院 等	診 療 科 目	指 定 日
角田 悟	医療法人社団 クロウス・クリニック	弘前市大字福村一丁目新館添二〇の	内科（じん臓機能障害）	平成 六・三 一
石田 博文	医療法人正恵会石田温泉病院	上北郡おいらせ一町上前田二一の	内科・循環器内科（心臓機能障害）	"

青森県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年四月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後			
1	国道	二七九号	下北郡風間浦村大字蛇浦字石積一二の二五から 下北郡風間浦村大字蛇浦字潜石無番まで		九・三三メートルから 九・三七メートルまで	五七〇・二〇メートル	
2	県道	八戸大野線	八戸市大字松館字在家山谷一の一から 三戸郡階上町大字金山沢字小坂橋平一九の四まで		八・五〇メートルから 八・四〇メートルまで	八二八・〇〇メートル	
			前	後			
			九・三三メートルから	九・三七メートルまで			
			八・五〇メートルから	八・四〇メートルまで			
			五七〇・二〇メートル				

青森県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年四月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二七九号	下北郡風間浦村大字蛇浦字石積一二の二五から 下北郡風間浦村大字蛇浦字潜石無番まで	平成二六・三・二

県道八戸大野線	敷地の幅員	敷地の延長	備考
八戸市大字松館字在家山谷一の一から 三戸郡階上町大字金山沢字小坂橋平一九の四 まで	八・五〇メートルから 八・四〇メートルまで	八二八・〇〇メートル	

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	氏名	氏名	氏名	主たる事務所の所在地	年月日
豊田孝夫後援会	角濱 光昭	石田 弘文	三戸郡五戸町大字 浅水字豊川窪四〇	平成 六・二・三		

青森県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
維新の党青森県総支部 (升田 世喜男)	会計責任者 上林 哲	中嶋 徳彦	平成 六・一・六	
維新の党衆議院青森県第1選挙区支部 (升田 世喜男)	会計責任者 上林 哲	中嶋 徳彦	平成 六・一・六	
自由民主党百石支部 (西館 秀雄)	会計責任者 立花 國雄	川口 与一	平成 六・一・三	
自由民主党青森県八戸市第五支部 (熊谷 雄一)	会計責任者 船越 珠實	笹森 昭二	平成 六・二・七	

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
太田満則後援会 (渡辺 睦人)	代表者 渡辺 睦人	木村 勝嗣	平成 六・二・一	
木明和人後援会 (岩崎 俊晴)	代表者 岩崎 俊晴	田村 忍	平成 二七・四・三〇	
種市一正後援会 (竹林 秋雄)	主たる事務所の所在地 三沢市大字三沢 字堀口一五の二	三沢市大字三沢 字堀口一七の一 六六	平成 六・二・一	
岡山義廣後援会 (村上 幸雄)	会計責任者 岡山 直子	佐藤 昇	平成 二七・二・一	
あもり未来塾 (升田 世喜男)	会計責任者 上林 哲	中嶋 徳彦	平成 六・一・六	
升田世喜男後援会 (升田 世喜男)	会計責任者 上林 哲	中嶋 徳彦	平成 六・一・六	
幸福実現党十和田 後援会 (村崎 誠蔵)	会計責任者 三國 佑貴	日向 卓	平成 六・二・二	

青森県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
小西勇一後援会	貴田岡 曠久	平成 二七・二・三

川井健雄後援会	田中 裕	二七・三・〇
石郷岡伸一後援会	石郷岡 一男	二七・三・一
成田敏昭後援会	竹浪 友幸	二七・三・三
山本喜仁後援会	山本 喜仁	二七・三・三
憲政会	村上 末次	二七・三・三
小笠原明後援会	松橋 均	二七・三・三
三浦たかひろ後援会	大久保 信良	二七・三・三
須藤良美後援会	横田 幸穂	二七・三・六
三宏会	三浦 隆宏	二七・三・三
中村ミツ才後援会	渋谷 進	二七・三・三
「西谷きよし」と素敵なまちをつくる会	工藤 順己	二七・三・三
西谷きよし後援会	菊池 清二	二七・三・三
維新会	西谷 冽	二七・三・三

青森県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	年月日
高樋 憲	高樋憲の会	公職の種類	黒石市長	青森県議会議員	平成二六・七・六

青森県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
西谷 冽	維新会	平成二七・二・三
三浦 隆宏	三宏会	二七・二・三

公安委員会

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十一日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第二号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則



青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年二月青森県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「条例第五条」を「条例第四条第四項」に、「公安委員会」を「公安委員会規則」に改める。

第四条中「条例第十一条」を「条例第十条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭